

第1節 公共施設の災害復旧

(防災統括室、関係各部署、警察本部)

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の実施責任者において、早期の原状復旧のみならず、再度の被害発生防止を考慮し、可能な限り改良復旧の実施を図るものとする。

第1 災害復旧事業計画

- 1 県及び市町村は応急対策後、被害状況を的確に調査、把握しそれぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を作成する。
- 2 公共施設の災害事業復旧計画は、概ね以下のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業計画	
(1) 河川災害復旧事業計画	(5) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
(2) 砂防施設災害復旧事業計画	(6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
(3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画	(7) 下水道災害復旧事業計画
(4) 道路災害復旧事業計画	(8) 公園災害復旧事業計画
2 農林水産業施設災害復旧事業計画	6 公立学校施設災害復旧事業計画
3 都市災害復旧事業計画	7 公営住宅災害復旧事業計画
4 水道災害復旧事業計画	8 公立医療施設災害復旧事業計画
5 社会福祉施設災害復旧事業計画	9 その他の災害復旧事業計画

- 3 災害復旧事業の実施にあたっては以下の事項に留意する。
 - (1) 県及び市町村は被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。
 - (2) 被災施設の被災状況、重要度を勘案し、計画的な復旧を行うこと。
 - (3) 事業の実施にあたりライフライン機関とも連携を図ること。
 - (4) 奈良県警察は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うとともに県及び市町村は復旧事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備するなど、相互に連携のうえ、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 被災者の生活の確保

(防災統括室、関係部局、関係機関)

県、市町村及び防災関係機関は、災害時の混乱状態を早期に解消し県民の生活の安定、社会経済活動の回復を図る。

第1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

市町村長は、法第90条の2に基づき、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から罹災証明書の申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他当該市町村の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面「罹災証明書」を交付しなければならないこととされている。市町村長は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、及び他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保等を講ずるよう努める。

また、市町村長は、法第90条の3に基づき、当該地域に係る災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成することが出来る。

第2 被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給する。

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (6) 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）の区域にあって、(3)(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村の区域にかかる自然災害

2 支援金の対象世帯と支援額

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害が継続し長期避難が見込まれる世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯

複数世帯の場合

(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100

単数世帯の場合

(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	300
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

第3 生活相談

災害情報センターを設置し、報道資料及び各班からの情報に基づき被災者への情報提供及び生活相談に対応する。

第4 女性のための相談

災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。(電話、面接相談、心の悩み、DV(ドメスティックバイオレンス)相談、法律相談)

第5 雇用対策

1 事業者への雇用維持の要請

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を

図るため、県内の事業主や経済団体等に対し、雇用の維持を要請する。

2 職業斡旋等の要請

災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、奈良労働局へ下記事項の実施について要請し、被災者の生活再建に努める。

- (1) 災害による離職者の把握
- (2) 求人開拓による就職先の確保
- (3) 広域的な職業紹介による就職機会の提供
- (4) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、罹災地域を管轄する公共職業安定所にり災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (5) 離職者の再就職を促進させるための就職説明会等の開催

第6 職業の斡旋

1 雇用維持に向けた事業主への支援

雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持と失業の予防を図る事業主への支援助成を行う。

2 職業の斡旋

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、職業斡旋のための積極的な求人開拓を実施する。また、必要に応じて広域職業紹介を利用し、広く就職の機会の提供を行う。
- (2) 災害により離職余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、罹災地域を管轄する公共職業安定所にり災者のための臨時職業相談窓口を開設する

第7 職業訓練の促進

県立高等技術専門校において、被災者に対する職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得ができるよう努める。

第8 雇用保険の失業給付に関する特別措置

災害救助法第2条の規定に基づき指定された区域に所在する雇用保険適用事業所に雇用される被保険者（日雇用労働被保険者を除く）が、当該事業所が災害により事業を休止又は廃止し休業するに至ったため一時的に離職を余儀なくされた場合であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者は、雇用保険上の失業者として取扱い、公共職業安定所は雇用保険法に基づく基本手当（傷病手当を含む）を支給する。

また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いて行くことが出来ない場合には事後に証明書により基本手当を支給する。

第9 援助資金の貸付等

1 災害弔慰金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

2 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。

3 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉議会が生活福祉資金の貸付けを行う。

但し、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

（根拠法令等：生活福祉資金の貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省社援0728第9号））

4 母子・寡婦福祉資金の貸付

（1）母子福祉資金

母子家庭の母（配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

（2）寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。（根拠法令：母子及び寡婦福祉法）

第10 災害時における金融面の対策

1 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

2 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行は、奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

3 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

日本銀行は、必要に応じ奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

（1）預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

4 各種措置に関する広報

日本銀行は、上記2、3で定める要請を行ったときは、奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

第11 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等

1 住宅相談窓口の設置

県は、あらかじめ協定している独立行政法人住宅金融支援機構との「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。

2 災害復興住宅融資

県および市町村は、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築補修に必要な資金の貸付けが、被災者に対し円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施する。

3 地すべり等関連住宅資金

住宅金融公庫法に該当し、地すべり等防止法又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関わるものについては、当該融資希望者に対して円滑な手続きが実施できるよう努める。

第12 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、または焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、県および市町村は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失または焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災地市町村および県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定の早期実施が得られるよう努める。

第13 民間賃貸住宅の紹介

県は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対し、関係団体の協力を得て物件の紹介に努める。

第3節 被災中小企業の振興

(産業・雇用振興部)

被災した中小企業者の早期の事業再開、経営の安定化が図られ、より一層の振興が図られるよう必要な措置を講ずる。

第1 中小企業支援対策

- 1 被害を受けた事業者を対象として窓口相談、巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談受付、ニーズ把握を行う。
- 2 再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした産業振興への支援を行う。

第2 金融支援

- 1 中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。
- 2 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行う。
- 3 信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会に対し保証枠の増大等を要請する。
- 4 地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- 5 災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」に基づく指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

第3 雇用対策

- 1 被災地の事業主や労働者への利便を図るため、国等と連携し、被災地に出向いての巡回就労相談を実施。
- 2 被災による離職者に対し、再就職を支援するため、公共職業訓練を優先して受講することができる被災地優先枠を設ける。

第4節 農林漁業者への融資

(農林部)

農林漁業者が震災による被害を受けた場合、経営の再建等のための融資制度を活用できる。

第1 農業災害に対する融資制度

1 日本政策金融公庫が被災農林漁業者に対して行う融資

(1) 農林漁業施設資金（災害復旧）

農林漁業施設の復旧、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通。

(2) 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通。

(3) 農業基盤整備資金（災害復旧）

災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通。

2 金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林漁業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。（天災資金）

第2 林業災害に対する融資制度

1 日本政策金融公庫からの融資

(1) 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通。

(2) 林業基盤整備資金

災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通。

第3 漁業災害に対する融資制度

1 日本政策金融公庫からの融資

(1) 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設等の復旧に要する費用を融通。

(2) 漁業基盤整備資金

漁場及び水産種苗生産施設等の復旧に要する費用を融通。

2 経営資金等の融通（天災資金）

「本節第1 農業災害に対する融資制度 2 金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通」の項目を参照。

第5節 義援金の受入・配分等に関する計画

(防災統括室、健康福祉部、会計局、日本赤十字社)

義援金については、被災地市町村の状況を十分考慮しながら、県、被災市町村及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体が連携を図ることにより、必要な事項を協議して実施する。

第1 義援金の募集

県は、被害状況を勘案し義援金の募集を決定し、被災地の状況を十分考慮しながら日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金等の関係団体と連携を図りながら募集を行う。

第2 義援金の受付

- 1 県は義援金の受付に際し、口座開設や受付窓口の設置を行う。
- 2 県は、義援金の募集・受付状況等の広報活動について、保有する広報媒体を利用し
て行う。
- 3 日本赤十字社奈良県支部は、県内外から直接義援金を受け付けるほか、奈良県支部
が指定する金融機関等で義援金を受け付ける。
- 4 日本赤十字社奈良県支部、県共同募金会等の義援金募集機関は、第3の1で規定す
る委員会が指定する金融機関の口座に期日までに送金を行う。
- 5 日本赤十字社奈良県支部は、義援金の募集・受付状況を報道機関や奈良県支部のホ
ームページで広報を行う。

第3 義援金の配分

- 1 県は、被災地の状況に応じ被災者への公平性に配慮して義援金の配分を行うため、
学識経験者、義援金募集機関代表、被災地関係者、福祉団体代表等で構成する配分委
員会（以下、「委員会」という。）を設置し、その事務局を担当する。
- 2 日本赤十字社奈良県支部は、義援金の迅速・公正かつ透明性のある配分に寄与す
るため委員会に参画する。
- 3 委員会は、市町村より報告があった被害状況、義援金の集積状況を総合的に勘案し
て義援金の配分方針を決定し、この方針に基づき被災市町村に配分を行う。
- 4 被災市町村は、委員会の方針に準じて、速やかに被災者へ配分する。なお、市町村
が独自に募集した義援金の配分については、当該市町村の地域防災計画に定めるとこ
ろとする。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

(防災統括室)

県、市町村は、激甚と認められる災害が発生した場合、速やかに激甚災害の指定を受けられるよう努める。

第1 激甚災害に関する調査

県は、激甚と認められる災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害または局地激甚災害の指定を速やかに受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう、また、復旧が円滑に行われるよう努める。

- 1 知事は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害または局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせる。
- 2 関係部局は、激甚法に定められる必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。
- 3 市町村は、県が行う激甚災害または局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第2 激甚災害指定の迅速化

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部局は速やかに国の関係機関と密接な連絡の上、指定の迅速化を図る。

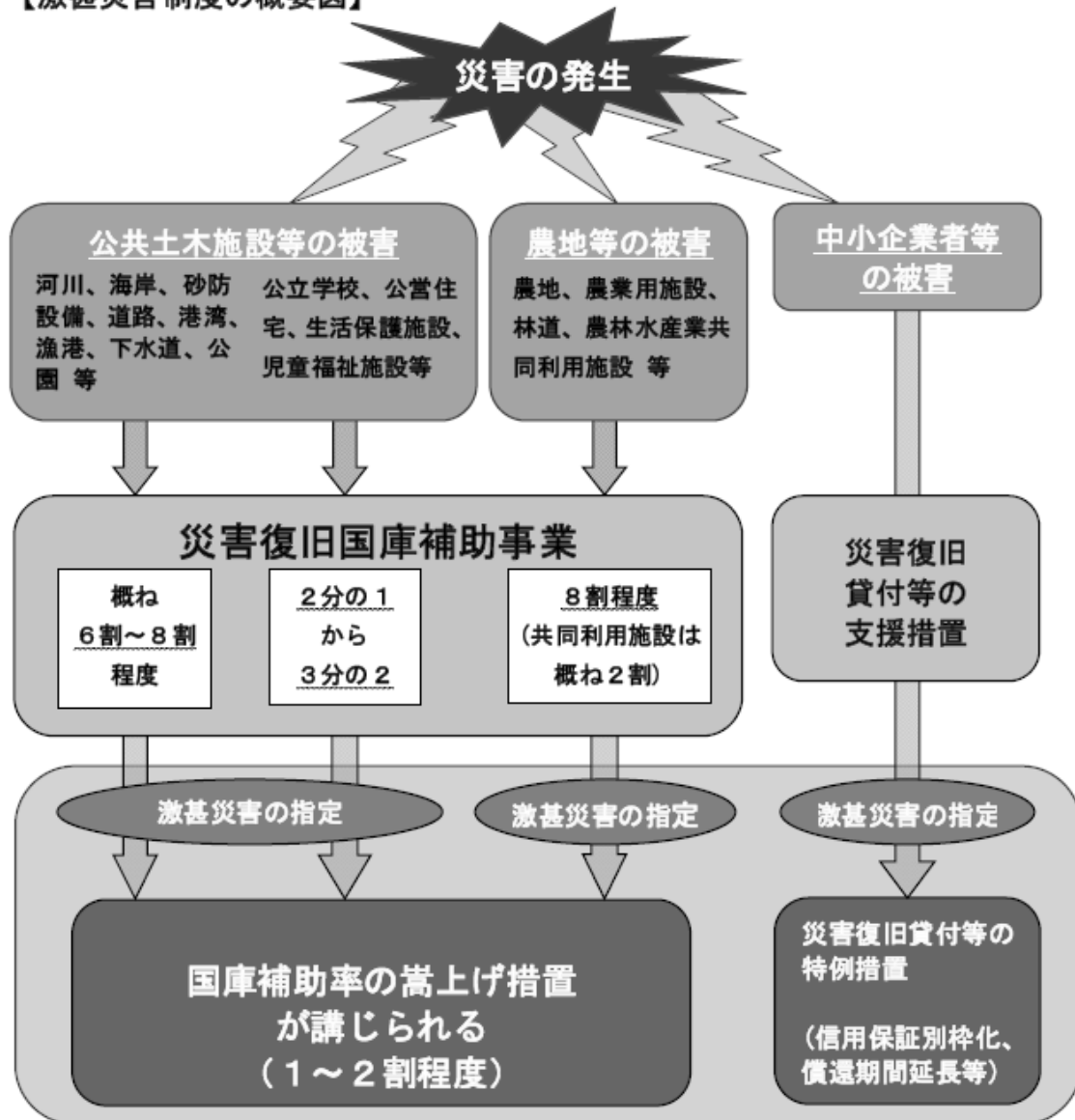
第3 激甚災害制度について

激甚災害制度について

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。

【激甚災害制度の概要図】



第4 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章（3条～4条） 公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別財 政援助	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.5% B 基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額＞当該都道府県標準税収入×25% 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額 ＞都道府県内市町村の標準税収入額×5%
法第5条 農地等の災害復旧事業 等に関する補助の特別 措置	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額＞当該都道府県の 農業所得推定額×4% 又は (2) 都道府県内査定見込額＞10億円
法第6条 農業水産業共同利用施 設災害復旧事業の補 助の特例	次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害 見込みが50,000千円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5% で激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条 天災による被害農林漁 業者等に対する資金の 融通に関する暫定措置 の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因に よる激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合 は、被害の実情に応じて個別に考慮 A 基準 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 基準 農業所得推定額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県内の 農業者×3%

適用すべき措置	指 定 基 準
法第10条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの。 浸水面積（1週間以上）30ha以上の区域 排除される湛水量 30万m³以上 最大湛水時の湛水面積の 50%以上が土地改良区等の地域であること
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% （樹木に係るもの）（木材生産部門） B 基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% （樹木に係るもの）（木材生産部門） かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県林業被害見込額 ＞当該都道府県生産林業所得推定額×60% (2) 都道府県林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 法第13条 小規模企業等設備導入資金助成法による災害関係特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B 基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額 ＞ 当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 又は ＞ 1,400億円
法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第19条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例	激甚法第2章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。

適用すべき措置	指 定 基 準
法第 22 条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 被災地全域滅失住宅戸数$\geq$4,000 戸 B 基準 次の 1, 2 のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数$\geq$2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数$\geq$200 戸 (2) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数$\geq$10% 2 被災地全域滅失住宅戸数$\geq$1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数$\geq$400 戸 (2) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数$\geq$20%
法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のおと、被害の実情に応じて個別に考慮される。

第5 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章（第3条～4条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	査定事業費＞当該市町村の標準税収入×50% （ただし、当該査定事業費 10,000 瀬年未満は除外） ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。 又は、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる場合 （ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く） 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% （ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額＞農業被害額 かつ、漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額の 10% （ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害（ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く）
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	林業被害見込額＞当該市町村の生産林業所得推定額×150% （ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね 0.05%未満の場合は除く） かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、おおむね 300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の民有林面積（人口林に係るもの）のおおむね 25%を超える場合。

適用すべき措置	指 定 基 準
法第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 法第 13 条 小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外） に該当する市町村が 1 以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。
法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等	法第 2 章又は 5 条の措置が適用される場合適用

第7節 災害復旧・復興計画

(全部局)

災害発生後から被災者が、速やかに再起できるよう各種支援、社会経済基盤の再構築を図るとともに、甚大な被害を受けた地域について、県と市町村が連携して復旧・復興計画を作成する。

第1 基本方針

1 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

なお、「復旧」とは「旧に復すこと」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、くらしと環境を再建する活動のことである。

県・市町村は、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に障害者、高齢者、女性等の参画を促進するものとする。

第2 復旧・復興計画の策定

被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・県民生活を目指し、発災後、県民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際は障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

1 復旧・復興基本方針及び復旧・復興計画

(1) 復旧・復興基本方針（復旧・復興ビジョン）の策定

県は、各市町村が策定する復旧・復興計画間の整合を図るため、県下全域の被災規模等に応じて必要と認められるときは、復旧・復興に関する基本的な方針（復旧・復興ビジョン）を策定し、これを周知するものとする。

(2) 市町村復旧・復興計画

市町村は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、市町村復旧・復興計画を策定するものとする。

(3) 県復旧・復興計画

県は、被災市町村復旧・復興計画との整合を図りながら、県民や学識経験者の参画を得て、復旧・復興計画を策定する。

2 事前の復旧・復興対策

復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、県及び市町村は復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。

3 住民の合意形成

地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

4 技術的・財政的支援

県は、市町村が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。

また、必要に応じ県は、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。

被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復旧・復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、県は、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。

5 国等への提案・要望

県は、迅速な復旧・復興対策が出来るよう、国等に対し、制度の創設や改善、復旧・復興財源の確保などに関して積極的に提案・要望活動を行う。

第3 復旧・復興対策体制の整備

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（または併設）できるよう、県及び市町村は災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立するものとする。

1 県は、以下の業務を必要に応じて復興対策体制において適宜実施する。

- (1) 復旧・復興基本方針（復旧・復興ビジョン）の決定
- (2) 復旧・復興計画の策定
- (3) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (4) 国、その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請
- (5) 復興基金の設立及び運営管理
- (6) 復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- (7) 被災者の生活再建の支援
- (8) 民心安定上必要な広報
- (9) その他の復旧・復興対策

2 市町村は、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

- (1) 復旧・復興計画の策定

- (2) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (3) 県その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請
- (4) 県の設立する復興基金への協力
- (5) 復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- (6) 被災者の生活再建の支援
- (7) 相談窓口等の運営
- (8) 民心安定上必要な広報
- (9) その他の復旧・復興対策